

[事案 20-2] 特約無効確認請求

- ・平成 20 年 4 月 22 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 10 月 20 日 和解成立

< 事案の概要 >

主契約(終身保険)の保険料払込期間満了時に、それ以降における入院特約の保険料払込みの必要性について錯誤があったとして、入院特約の無効を求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

昭和 63 年(当時 29 歳)、定期付終身保険に災害入院特約、疾病入院特約および成人病入院特約等を付加し加入したが、最近になり、主契約(終身保険)の保険料払込期間は 30 年(平成 30 年の 59 歳まで)であるが、終身保険の保険料払込期間満了時に保障期間 80 歳までの入院特約の保険料を一括して払い込む必要があることが分かった。

加入時には、設計書にもとづいて営業担当者より説明を受け契約したが、設計書には「保険料払込期間 30 年」と記載されているのみで、また営業担当者からも「保険料払込期間は 30 年で終わり、入院特約の保障は 80 歳までである」旨の説明があった。終身保険の保険料払込満了時に、それ以降の入院特約の保険料を一括して払い込む必要があることの説明は受けておらず、入院特約についても主契約と同じく、保険料払込期間は 30 年間であると信じてきた。

保険会社は、保険証券や約款等に記載されていると言うが、設計書の記載内容や営業担当者の説明内容から、特約の保険料払込期間も主契約と同じ 30 年間と信じて加入したもので、主契約の保険料払込満了時に入院特約の一括での保険料払込みが必要なことが分かっていれば、入院特約は契約締結しなかった。よって、入院特約は錯誤により無効であるから、同特約部分の既払込保険料およびこれに対する法定利息を返還して欲しい。

< 保険会社の主張 >

以下の理由により、入院特約は有効であり、申立人の要求に応ずることは出来ない。

- (1) 営業担当者に確認したところ、「主契約の保険料払込期間満了後に特約保険料が必要である商品内容を説明したかどうかは覚えていないが、商品内容と異なる説明をしているとは思えない」とのことであり、「入院特約の保険料も 30 年払込満了である」と説明されたという申立人の主張は、事実と異なる。
- (2) 設計書には特約の保険料払込期間に関する記載がないが、パンフレット等で保障内容を確認することを求める注意喚起文言があり、パンフレット、ご契約のしおり・約款、保険証券には、主契約の保険料払込期間満了後の特約保険料が必要であることが明示されており、これらのパンフレット、ご契約のしおり・約款等を合わせてみれば、主契約の払込期間満了後の特約保険料が必要であることは明らかであり、申立人が錯誤に陥っていたとは考えられない。
- (3) 仮に錯誤があったとしても、申立人は少し注意してパンフレット等を読めば、自らの錯誤を容易に発見出来たと思われるなど、錯誤に陥っているとすれば、申立人には重大な過失があると言える。

< 裁定の概要 >

裁定審査会で、申立人および保険会社より提出された書面等により審理を進めていたところ、保険会社より、和解にて早期に解決を図りたいとの意向が示され和解案の提示

があった。同案の内容について審理した結果、同案にて本件を解決するのが妥当であると判断し、生命保険相談所規程第38条第1項にもとづき裁定書による和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ同意が得られたことから、和解契約書の調印をもって円満に解決した。